

給付金の支払事由等に関する約款の改定について①

【改定の対象となる普通保険約款・特約条項および改定箇所】

特約条項	改定箇所	掲載ページ
がん保険普通保険約款（契約日が平成13年7月2日以後である場合）	第4条（給付金の支払に関する補則）	P.2
がん治療支援保険普通保険約款	第4条（給付金の支払に関する補則）	P.2
がん治療支援保険NEO（無解約返戻金型）普通保険約款	第4条（給付金の支払に関する補則）	P.2
	第43条（悪性新生物保険料払込免除特則）	P.5
がん診断保険（無解約返戻金型）普通保険約款	第4条（診断給付金の支払に関する補則）	P.2
がん診断特約条項	第2条（診断給付金の支払）	P.2
がん診断特約条項（平成27年7月1日以前契約用）	第2条（診断給付金の支払）	P.2
悪性新生物初回診断特約条項	第2条（診断保険金の支払）	P.4

契約日とは、保険契約が更新された場合は、更新前の保険契約（複数回更新された場合は、最初の更新の更新前の保険契約）の契約日をいいます。
 具体的な約款の改定内容は次ページ以降に掲載していますので、ご参照ください。

給付金の支払事由等に関する約款の改定について①

【約款の改定内容】（がん保険普通保険約款（契約日が平成13年7月2日以後である場合）の例（給付金の支払事由は普通保険約款・特約条項によって異なります。））

改定後	現 行												
(中 略)	(中 略)												
<p>第3条（給付金の支払） この保険契約において支払う給付金は、次のとおりとします。</p> <p>① 診断給付金(※1)</p> <table border="1" data-bbox="161 485 1111 976"> <tr> <td>支払額</td> <td>保険証券記載の診断給付金額</td> </tr> <tr> <td>受取人</td> <td>給付金受取人（給付金受取人の指定がないときは被保険者）</td> </tr> <tr> <td>支払事由</td> <td>被保険者が責任開始期以後の保険期間中に次のいずれかに該当したとき。 ア. 初めてがんと診断確定されたとき。 イ. 既に診断確定されたがんを治療したことにより、がんが認められない状態（以下「治癒または寛解状態」といいます。）となり、その後初めてがんが再発したと診断確定されたとき。 ウ. 既に診断確定されたがんが、他の臓器(※2)に転移したと診断確定されたとき。ただし、その転移の以前においてその臓器に既にがんが生じていた場合を除きます。 エ. 既に診断確定されたがんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたとき。</td> </tr> </table>	支払額	保険証券記載の診断給付金額	受取人	給付金受取人（給付金受取人の指定がないときは被保険者）	支払事由	被保険者が責任開始期以後の保険期間中に次のいずれかに該当したとき。 ア. 初めてがんと診断確定されたとき。 イ. 既に診断確定されたがんを治療したことにより、がんが認められない状態（以下「治癒または寛解状態」といいます。）となり、その後初めてがんが再発したと診断確定されたとき。 ウ. 既に診断確定されたがんが、他の臓器(※2)に転移したと診断確定されたとき。ただし、その転移の以前においてその臓器に既にがんが生じていた場合を除きます。 エ. 既に診断確定されたがんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたとき。	<p>第3条（給付金の支払） この保険契約において支払う給付金は、次のとおりとします。</p> <p>① 診断給付金(※1)</p> <table border="1" data-bbox="1207 485 2163 976"> <tr> <td>支払額</td> <td>保険証券記載の診断給付金額</td> </tr> <tr> <td>受取人</td> <td>給付金受取人（給付金受取人の指定がないときは被保険者）</td> </tr> <tr> <td>支払事由</td> <td>被保険者が責任開始期以後の保険期間中に次のいずれかに該当したとき。 ア. 初めてがんと診断確定されたとき。 イ. 既に診断確定されたがんを治療したことにより、がんが認められない状態（以下「治癒または寛解状態」といいます。）となり、その後初めてがんが再発したと診断確定されたとき。 ウ. 既に診断確定されたがんが、他の臓器(※2)に転移したと診断確定されたとき。ただし、その転移の以前においてその臓器に既にがんが生じていた場合を除きます。 エ. 既に診断確定されたがんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたとき。</td> </tr> </table>	支払額	保険証券記載の診断給付金額	受取人	給付金受取人（給付金受取人の指定がないときは被保険者）	支払事由	被保険者が責任開始期以後の保険期間中に次のいずれかに該当したとき。 ア. 初めてがんと診断確定されたとき。 イ. 既に診断確定されたがんを治療したことにより、がんが認められない状態（以下「治癒または寛解状態」といいます。）となり、その後初めてがんが再発したと診断確定されたとき。 ウ. 既に診断確定されたがんが、他の臓器(※2)に転移したと診断確定されたとき。ただし、その転移の以前においてその臓器に既にがんが生じていた場合を除きます。 エ. 既に診断確定されたがんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたとき。
支払額	保険証券記載の診断給付金額												
受取人	給付金受取人（給付金受取人の指定がないときは被保険者）												
支払事由	被保険者が責任開始期以後の保険期間中に次のいずれかに該当したとき。 ア. 初めてがんと診断確定されたとき。 イ. 既に診断確定されたがんを治療したことにより、がんが認められない状態（以下「治癒または寛解状態」といいます。）となり、その後初めてがんが再発したと診断確定されたとき。 ウ. 既に診断確定されたがんが、他の臓器(※2)に転移したと診断確定されたとき。ただし、その転移の以前においてその臓器に既にがんが生じていた場合を除きます。 エ. 既に診断確定されたがんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたとき。												
支払額	保険証券記載の診断給付金額												
受取人	給付金受取人（給付金受取人の指定がないときは被保険者）												
支払事由	被保険者が責任開始期以後の保険期間中に次のいずれかに該当したとき。 ア. 初めてがんと診断確定されたとき。 イ. 既に診断確定されたがんを治療したことにより、がんが認められない状態（以下「治癒または寛解状態」といいます。）となり、その後初めてがんが再発したと診断確定されたとき。 ウ. 既に診断確定されたがんが、他の臓器(※2)に転移したと診断確定されたとき。ただし、その転移の以前においてその臓器に既にがんが生じていた場合を除きます。 エ. 既に診断確定されたがんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたとき。												
(中 略)	(中 略)												
<p>第4条（給付金の支払に関する補則）</p> <p>(1) 給付金の支払額の計算にあたって、給付金額（診断給付金額、入院給付金日額、退院療養給付金額および通院給付金日額をいいます。以下同じ。）の変更があった場合には、各日現在の給付金額を基準とします。</p> <p>(2) <u>被保険者が責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合でも、当会社が、保険契約の締結または復活の際に、告知等により知っていたそのがんに関する事実(注1)にもとづいて、その申込を承諾したときは、そのがんを除いて前条①の診断給付金の支払事由に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保</u></p>	<p>第4条（給付金の支払に関する補則）</p> <p>(1) 給付金の支払額の計算にあたって、給付金額（診断給付金額、入院給付金日額、退院療養給付金額および通院給付金日額をいいます。以下同じ。）の変更があった場合には、各日現在の給付金額を基準とします。</p>												

給付金の支払事由等に関する約款の改定について①

改定後	現 行
<p><u>険者がそのがんに関する事実の一部のみを告げたことにより、当社が重大な過失なくそのがんに関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。</u></p> <p>(3)～(16) (略)</p> <p>(注1) 保険媒介者(注7)のみが知っていた事実は含みません。</p> <p>(注2)～(注6) (略)</p> <p><u>(注7) 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。</u></p> <p>(注8) (略)</p>	<p>(2)～(15) (略)</p> <p>(注1)～(注5) (略)</p> <p>(注6) (略)</p>
<p>(後 略)</p>	<p>(後 略)</p>

給付金の支払事由等に関する約款の改定について①

【約款の改定内容】（悪性新生物初回診断特約条項の例）

改定後	現 行												
(中 略)	(中 略)												
<p>第2条（診断保険金の支払）</p> <p>(1) この特約において支払う診断保険金は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>支払額</td> <td>保険証券記載の診断保険金額</td> </tr> <tr> <td>受取人</td> <td>主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の給付金（※1）の受取人（主契約の給付金（※1）の受取人以外の者には変更することはできません。以下「保険金受取人」といいます。）</td> </tr> <tr> <td>保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）</td> <td>被保険者が、この特約の責任開始期（※2）以後の保険期間中に、初めて悪性新生物と診断確定されたとき。</td> </tr> </table> <p>（※1）～（※2） （略）</p> <p>(2) <u>被保険者がこの特約の責任開始期(注1)の前日までに悪性新生物と診断確定されていた場合でも、当社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその悪性新生物に関する事実(注2)にもとづいて、その申込を承諾したときは、その悪性新生物を除いて本条(1)の支払事由に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその悪性新生物に関する事実の一部のみを告げたことにより、当社が重大な過失なくその悪性新生物に関する事実を正確に知ることができなかつた場合を除きます。</u></p> <p>(3) 診断保険金が支払われた場合には、この特約は、被保険者が診断保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなします。</p> <p>(注1) <u>復活の取扱いが行なわれた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復の取扱いが行なわれた場合は、最後の復活における責任開始期とします。</u></p> <p>(注2) <u>保険媒介者(注3)のみが知っていた事実は含みません。</u></p> <p>(注3) <u>当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。</u></p>	支払額	保険証券記載の診断保険金額	受取人	主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の給付金（※1）の受取人（主契約の給付金（※1）の受取人以外の者には変更することはできません。以下「保険金受取人」といいます。）	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	被保険者が、この特約の責任開始期（※2）以後の保険期間中に、初めて悪性新生物と診断確定されたとき。	<p>第2条（診断保険金の支払）</p> <p>(1) この特約において支払う診断保険金は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>支払額</td> <td>保険証券記載の診断保険金額</td> </tr> <tr> <td>受取人</td> <td>主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の給付金（※1）の受取人（主契約の給付金（※1）の受取人以外の者には変更することはできません。以下「保険金受取人」といいます。）</td> </tr> <tr> <td>保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）</td> <td>被保険者が、この特約の責任開始期（※2）以後の保険期間中に、初めて悪性新生物と診断確定されたとき。</td> </tr> </table> <p>（※1）～（※2） （略）</p> <p>(2) 診断保険金が支払われた場合には、この特約は、被保険者が診断保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなします。</p>	支払額	保険証券記載の診断保険金額	受取人	主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の給付金（※1）の受取人（主契約の給付金（※1）の受取人以外の者には変更することはできません。以下「保険金受取人」といいます。）	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	被保険者が、この特約の責任開始期（※2）以後の保険期間中に、初めて悪性新生物と診断確定されたとき。
支払額	保険証券記載の診断保険金額												
受取人	主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の給付金（※1）の受取人（主契約の給付金（※1）の受取人以外の者には変更することはできません。以下「保険金受取人」といいます。）												
保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	被保険者が、この特約の責任開始期（※2）以後の保険期間中に、初めて悪性新生物と診断確定されたとき。												
支払額	保険証券記載の診断保険金額												
受取人	主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の給付金（※1）の受取人（主契約の給付金（※1）の受取人以外の者には変更することはできません。以下「保険金受取人」といいます。）												
保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	被保険者が、この特約の責任開始期（※2）以後の保険期間中に、初めて悪性新生物と診断確定されたとき。												
(後 略)	(後 略)												

給付金の支払事由等に関する約款の改定について①

【約款の改定内容】（がん治療支援保険NEO（無解約返戻金型）普通保険約款の例）

改定後	現 行
(中 略)	(中 略)
<p>第43条（悪性新生物保険料払込免除特則）</p> <p>(1) 保険契約者は、保険契約の締結の際、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特則を保険契約に付加して締結することができます。この場合、その旨を保険証券に記載し、次の①～③のとおり取り扱います。</p> <p>① 当会社は、第7条（保険料払込みの免除）(1)に規定するほか、被保険者がこの特則の責任開始期以後の保険料払込期間中に、初めて悪性新生物（別表5）と診断確定されたときは、次に到来する第11条（保険料の払込み）(2)の保険料期間以降の保険料の払込みを免除します。</p> <p>② この特則の責任開始期は、第10条（責任開始期）の規定にかかわらず、第9条（契約日）(1)に規定する保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。ただし、保険契約の復活の取扱いが行われた場合は、第16条（保険契約の復活）(3)の表の「保険契約上の責任が開始される日」とします。</p> <p>③ 被保険者が第3条（給付金の支払）(1)①に規定する診断給付金の支払事由ア.ア)に該当し、その請求がなされたときは、同時に保険契約者からこの特則による保険料払込みの免除の請求があったものとして取り扱います。</p> <p><u>(2) 第4条（給付金の支払に関する補則）(2)の規定は、本条(1)の保険料払込みの免除事由の適用にあたって準用します。</u></p> <p>③ この特則のみの解約はできません。</p>	<p>第43条（悪性新生物保険料払込免除特則）</p> <p>(1) 保険契約者は、保険契約の締結の際、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特則を保険契約に付加して締結することができます。この場合、その旨を保険証券に記載し、次の①～③のとおり取り扱います。</p> <p>① 当会社は、第7条（保険料払込みの免除）(1)に規定するほか、被保険者がこの特則の責任開始期以後の保険料払込期間中に、初めて悪性新生物（別表5）と診断確定されたときは、次に到来する第11条（保険料の払込み）(2)の保険料期間以降の保険料の払込みを免除します。</p> <p>② この特則の責任開始期は、第10条（責任開始期）の規定にかかわらず、第9条（契約日）(1)に規定する保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。ただし、保険契約の復活の取扱いが行われた場合は、第16条（保険契約の復活）(3)の表の「保険契約上の責任が開始される日」とします。</p> <p>③ 被保険者が第3条（給付金の支払）(1)①に規定する診断給付金の支払事由ア.ア)に該当し、その請求がなされたときは、同時に保険契約者からこの特則による保険料払込みの免除の請求があったものとして取り扱います。</p> <p>(2) この特則のみの解約はできません。</p>
(後 略)	(後 略)